○国土交通省告示第千十五号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第七条の規定に基づき、国土調査の実施に関して、次のとおり公示する。

平成二十九年十一月七日

国土交通大臣　石井　啓一

一　調査の種類　土地分類基本調査（土地履歴調査）及び水基本調査（地下水調査）

二　調査を実施する者の名称　国土交通省

三　調査地域

土地分類基本調査（土地履歴調査）

新潟県　新潟市、長岡市、三条市、見附市及び燕市

富山県　富山市

石川県　金沢市

水基本調査（地下水調査）

全国

四　調査期間　平成二十九年十月十七日から平成三十年三月三十一日まで

○国土交通省告示第千十六号

宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）第十三条の十六第一号の規定により、次の機関の行う講習を登録実務講習として登録したので、同規則第十三条の三十二第一号の規定により、公示する。

平成二十九年十一月七日

国土交通大臣　石井　啓一

一　登録年月日　平成二十九年十月十七日

二　登録番号　（一）第二十一号

三　氏名又は名称　クレールＡＩ株式会社

四　住所　千葉県印旛郡酒々井町上岩橋一〇四番地一　クレールＢ一〇一

五　法人である場合の代表者の氏名　相京　正巳

六　登録実務講習を行う事務所の名称　宅建ＡＩ

七　登録実務講習を行う事務所の所在地　千葉県印旛郡酒々井町上岩橋一〇四番地一　クレールＢ一〇一

八　登録実務講習事務を開始する年月日　平成二十九年十二月十日

○観光庁告示第十四号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十一第一項の規定により、次の機関を登録研修機関として登録をしたので、同法第十二条の二十八第一号の規定により公示する。

平成二十九年十一月七日

観光庁長官　田村明比古

一　登録年月日　平成二十九年十月十九日

二　登録番号　第五十五号

三　登録研修機関の氏名又は名称　株式会社　富士アカデミー

四　住所　東京都千代田区麹町五丁目二番一号

五　研修業務を行う事務所の所在地　東京都千代田区麹町五丁目二番一号

六　法人にあってはその代表者の氏名　知念　保則

○防衛省告示第二百十一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年十一月七日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十九年十一月十四日の〇七〇〇から一七三〇まで

区　域　津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の区域

実施艦等　自衛艦七隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年十一月七日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十九年十一月十四日の〇七〇〇から一七三〇まで

区　域　津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経一四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の区域

実施艦等　自衛艦七隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百十三号

海上自衛隊の使用する船舶の信号符字の付与を次のとおり告示する。

平成二十九年十一月七日

防衛大臣　小野寺五典

信号符字	名称	付与年月日
ＪＳＯＢ　１２０	しらぬい	平成二十九年十月十二日

○関東地方整備局告示第二百七十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年十一月七日

関東地方整備局長　泊　宏

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画河川事業第十八号谷沢川

三　事業施行期間　自平成二十九年十一月七日至平成三十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　東京都世田谷区玉川台一丁目及び玉堤二丁目地内

使用の部分　東京都世田谷区玉川台一丁目、用賀一丁目、瀬田三丁目、瀬田二丁目、瀬田一丁目、上野毛四丁目、上野毛三丁目、上野毛二丁目、上野毛一丁目、野毛三丁目、野毛二丁目、野毛一丁目及び玉堤二丁目地内

○中国地方整備局告示第八十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十一月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月七日

中国地方整備局長　川﨑　茂信

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　九号及び百八十号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
松江市東出雲町出雲郷字古寺八三一番一から同市玉湯町布志名四八二番三まで	前	ＢＡ　九・〇～一三・五〇（メートル）　七七・九〇（メートル）　一二・一一六（キロメートル）		上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	ＢＡ　九・〇～一三・五〇（メートル）　八八・四八（メートル）　一二・一一六（キロメートル）		

㈣　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局松江国道事務所

○中国地方整備局告示第八十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十一月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月七日

中国地方整備局長　川﨑　茂信

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号及び百八十号	松江市東津田町字宮沖一二八七番一三から同市東津田町字宮原八六四番二まで	中国地方整備局及び同局松江国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年十一月七日